

議案第 58 号

令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249, 283 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10, 489, 824 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,460,154	133,078	2,593,232
	1 町 民 税	1,059,873	78,283	1,138,156
	2 固定資産税	1,123,102	52,931	1,176,033
	3 軽自動車税	86,497	1,864	88,361
10 地方特例交付金		30,548	△357	30,191
	1 地方特例交付金	30,547	△357	30,190
11 地方交付税		3,237,390	287,171	3,524,561
	1 地方交付税	3,237,390	287,171	3,524,561
15 国庫支出金		1,718,514	52,045	1,770,559
	1 国庫負担金	1,334,587	12,756	1,347,343
	2 国庫補助金	379,115	39,289	418,404
16 県支出金		1,089,497	2,293	1,091,790
	1 県負担金	660,830	1,542	662,372
	2 県補助金	373,886	751	374,637
17 財産収入		21,091	421	21,512
	1 財産運用収入	11,275	421	11,696
19 繰入金		251,445	△189,768	61,677
	1 特別会計繰入金	2	11,692	11,694
	2 基金繰入金	251,443	△201,460	49,983
20 繰越金		20,000	57,362	77,362

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1繰越金	20,000	57,362	77,362
21 諸収入		68,693	1,698	70,391
	5雑入	59,055	1,698	60,753
22 町債		602,647	△94,660	507,987
	1町債	602,647	△94,660	507,987
歳入	合計	10,240,541	249,283	10,489,824

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,137	9,633	105,770
	1 議会費	96,137	9,633	105,770
2 総務費		1,276,449	200,185	1,476,634
	1 総務管理費	653,114	195,868	848,982
	2 企画費	370,238	5,640	375,878
	3 徴税費	137,636	△1,660	135,976
	4 戸籍住民登録費	81,985	△1,092	80,893
	5 選挙費	31,499	1,429	32,928
3 民生費		3,712,522	25,460	3,737,982
	1 社会福祉費	1,725,625	9,271	1,734,896
	2 児童福祉費	1,986,875	16,189	2,003,064
4 衛生費		916,110	34,602	950,712
	1 保健衛生費	507,456	30,516	537,972
	2 清掃費	240,328	14	240,342
	4 病院費	167,732	4,072	171,804
5 労働費		1,305	△600	705
	1 労働諸費	1,305	△600	705
6 農林水産業費		226,131	△7,422	218,709
	1 農業費	213,051	△6,521	206,530
	2 林業費	3,959	△801	3,158

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 水産業費	9,121	△100	9,021
7 商工費		133,188	△15,943	117,245
	1 商工費	133,188	△15,943	117,245
8 土木費		1,240,644	△8,298	1,232,346
	1 土木管理費	83,502	△3,336	80,166
	2 道路橋りょう費	443,560	14,773	458,333
	3 都市計画費	706,380	△19,735	686,645
	4 住宅費	7,202	0	7,202
9 消防費		428,161	4,576	432,737
	1 消防費	428,161	4,576	432,737
10 教育費		1,100,312	7,090	1,107,402
	1 教育総務費	218,065	2,837	220,902
	2 小学校費	142,801	1,800	144,601
	3 中学校費	161,177	2,163	163,340
	4 社会教育費	215,717	△3,032	212,685
	5 保健体育費	362,552	3,322	365,874
12 公債費		1,089,572	0	1,089,572
	1 公債費	1,089,572	0	1,089,572
歳出	合計	10,240,541	249,283	10,489,824

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
デマンドバス等運行业務委託料	令和3年度～令和8年度	240,000

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村環境改善センター照明灯LED化事業 (適正管理推進事業)	千円 4,400	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる場合、 利率の見直しを行っ た後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることが できる。

変更

起債の目的	補正前		補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
老人福祉センター改修事業 (適正管理推進事業)	千円 20,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる場合、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。		
福祉プラザ塗装事業 (適正管理推進事業)	16,100			千円 21,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる場合、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率)
臨時財政対策債	454,347			16,400	358,987	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。

廃止

起債の目的	限度額
農村環境改善センター照明灯LED化事業 (地域活性化事業)	千円 4,400